

本巢市の公共建築物等における木材利用方針

第1 趣旨

この方針は、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）」第 9 条第 1 項の規定に基づき、岐阜県が定める「公共施設等における県産材利用推進方針」に即して、県産木材の利用拡大を図ることを目的に、公共建築物等における木材利用方針を定めるものとする。

第2 公共建築物等における木材利用に関する基本的事項

市が整備する公共建築物等において、費用面で著しく合理性を欠かない範囲で、間伐材をはじめとする県産木材を使用するよう努める。

第3 公共建築物の整備における木材の利用推進

(1) 公共建築物の木造化

市が整備する公共建築物の建築にあたっては、法的規制、建築物の特徴、用途、維持管理方法等を考慮した上で、低層の建築物は、原則として木造化を図るものとする。

(2) 公共建築物の内装等の木質化

市が整備する公共建築物について木造化を図ることが困難であると判断されるものや、改修を行う施設においては、積極的に内装等の木質化を図るものとする。

(3) 備品等における木材利用

公共建築物に導入する机、椅子等の備品については、県産木材を用いた製品を使用するよう努める。

(4) 木質バイオマスの利用

公共建築物において暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーを導入するよう努める。

第4 土木工事における利用の推進

土木工事にあたっては、強度、耐久性、維持管理等を考慮したうえで、積極的に間伐材等県産木材を使用するよう努める。

附則

この方針は、平成 24 年 12 月 1 日より適用する。